

道路交通法の一部を改正する法律案に対する修正案

道路交通法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条第一号中「附則第五条」の下に「及び第九条」を加える。

附則に次の一条を加える。

(検討)

第九条 政府は、自動車の自動運転等に係る技術の更なる高度化及びその実用化に対応するため、自動車の運転免許の制度の在り方及び自動車による交通事故が発生した場合の負傷者の救護義務を含む自動車の運行に伴う交通安全の確保に関する義務の在り方をはじめ、自動車に係る道路交通に関する法制度の在り方について、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。